

## 東京都立八丈高等学校施設使用規程【改正条文抜粋】

### 文言削除（第8条の2（1）で整理） 第7条 使用の申込

当該施設の使用申請は、本校指定の使用申請書（電子申請を含む）により、使用希望日の属する月の3ヶ月前から、~~当該使用希望日の1週間前までの期間内において、~~受け付けるものとする。

### 追加 第7条の2 申請回数の制限

- 1 登録団体が申請できる施設使用回数は、原則として1ヶ月あたり5回以内とする。
- 2 運営委員会が特に必要と認める場合は、前各項の制限を緩和することができる。

### 追加 第8条（2）

施設の使用承認は、同一施設及び同一時間帯について、一の登録団体に限り行うものとする。

### 文言削除（第8条の2で整理） 第8条（3）

同日、同時帯に複数の使用申請があった場合は抽選等により使用団体を決定するものとする。~~なお、上記（1）の期間を経過後に申込があった場合については、申込順により利用団体を決定する。~~

### 追加 第8条の2 追加申請の取扱い

- 1 第8条第1項に定める承認の決定後において、使用枠に空きがある場合は、使用日の1週間前まで追加の申請を受け付けるものとする。
- 2 前項の申請については、先着順により使用団体を決定するものとする。
- 3 第1項に基づく追加申請については、第7条の2に定める回数制限の適用外とすることができる。

### 追加 第8条の3 （追加申請に係る占有の防止）

- 1 前条に基づく追加申請により、同一登録団体が連続して使用枠の承認を受けることにより、他の登録団体の使用機会を著しく制限するおそれがあると認めるときは、運営委員会は当該団体の追加申請を制限することができる。
- 2 前項の判断に当たっては、使用状況その他必要な事項を総合的に考慮するものとする。